



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 42 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令

島根県職員の職務発明等に関する規程

(管 財 課)

訓

令

島根県訓令第 3 号

本 庁
地方機関

島根県職員の職務発明等に関する規程を次のように定める。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県職員の職務発明等に関する規程

島根県職員勤務発明規程 (昭和32年島根県訓令第11号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、職員が勤務に関連して行った発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 発明 特許法 (昭和34年法律第121号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する発明をいう。
- 2) 勤務発明 職員がその勤務に関連して行った発明をいう。
- 3) 職務発明 勤務発明であって、その内容が当該発明をした職員の所属する機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該発明をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 4) 発明者 勤務に関連して発明を行った職員

(権利の帰属)

第 3 条 県は、職務発明について、この訓令の定めるところにより特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

(発明の届出)

第 4 条 職員は、勤務発明をしたときは、速やかに勤務発明届 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

- 1) 発明をするに至った経過を詳細に記載した書面
- 2) 発明の内容を詳細に記載した書面及び図面
- 3) 発明が 2 人以上の職員又は職員以外の者との共同によりなされたもの (以下「共同発明」という。) であるときは、当該共同発明に対する権利の持分の割合及びその根拠を記載した書面

2 所属長は前項の規定による届出を受理したときは、当該発明について意見書を添えて知事に進達しなければならない。

(発明の認定及び権利承継の決定)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る発明が職務発明であるかどうか

を認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により職務発明であると認定したときは、当該発明者から当該発明について県が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを決定するものとする。

(職務発明でない発明の権利承継)

第6条 知事は、前条第1項の規定により職務発明でないとして認定した発明について、当該発明をした職員から特許を受ける権利又は特許権を県に譲渡することの申出があったときは、当該発明について県が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを速やかに決定しなければならない。

(特許の出願等)

第7条 知事は、第5条第2項又は前条の規定により特許を受ける権利又は特許権を県が承継すると決定したときは、直ちに当該特許を受ける権利については特許出願又は承継の届出(法第34条第4項の規定による届出をいう。)、当該特許権については特許権の移転の登録(法第98条第1項の規定による登録をいう。)を行うものとする。

- 2 発明者は、知事が第5条各項の規定により職務発明でないとして認定し、又は特許を受ける権利を県が承継しないと決定した後でなければ特許出願を行ってはならない。ただし、発明者が第4条第1項の届出をした場合において、緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りではない。

- 3 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行ったときは、直ちに個人特許出願届(様式第2号)に当該特許出願に関する書類を添えて、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

(第三者への権利譲渡等に対する制限)

第8条 発明者は、知事が第5条各項の規定により職務発明でないとして認定し、又は県が特許を受ける権利若しくは特許権を承継しないと決定した後でなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特許を受ける権利又は特許権を第三者へ譲渡すること。
- (2) 第三者のために法第77条第1項に規定する専用実施権を設定すること。
- (3) 第三者に実施(法第2条第3項に規定する実施をいう。)を許諾すること。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡義務)

第9条 発明者は、第5条第2項又は第6条の規定により県が特許を受ける権利又は特許権を承継すると決定したときは、譲渡証書(様式第3号)により当該権利を県に譲渡しなければならない。

(外国の特許を受ける権利の承継)

第10条 知事は、前条の規定により県が特許を受ける権利又は特許権を譲り受けた勤務発明について、外国の特許を受ける権利を承継するかどうかを決定することができる。

(発明者の負担した出願費用等の支払)

第11条 県は、第9条の規定により県が特許を受ける権利又は特許権を譲り受けた場合において、発明者が既に出願手数料、出願審査請求手数料、特許料等直接出願及び権利の設定保存のために支出した費用があるときは、発明者の申請により当該費用を発明者に支払うものとする。

(登録補償金)

第12条 県は、第5条第2項、第6条又は第10条の規定により県が承継すると決定した特許を受ける権利又は特許権について、特許権の設定又は移転の登録を終えたときは、権利1件につき2万円の登録補償金を当該発明者に支払うものとする。

- 2 職員以外の者との共同発明の場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の金額に県の当該発明に対する権利の持分の割合を乗じて得た金額とする。

(実施補償金)

第13条 県は、県が特許を受ける権利若しくは特許権の運用又は処分により収入を得たときは、毎年1月1日から12月31日までの間の収入額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額の合計額の範囲内の実施補償金を翌年4月30日までに当該発明者に支払うものとする。

- (1) 100万円以下の金額 100分の50

(2) 100万円を超える金額 100分の25

2 知事は、前項の規定に基づき算出した金額を支払うことが適当でない認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に実施補償金額を定めることができる。

(共同発明者のある場合の支払)

第14条 第11条に規定する費用又は前2条に規定する補償金は、当該費用又は補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分の割合に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの権利の承継)

第15条 第11条に規定する費用の支払並びに第12条及び第13条に規定する補償金の支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が同項の権利を承継する。

(通知)

第16条 知事は、第5条各項の規定による認定若しくは決定、第6条若しくは第10条の規定による決定、第11条の規定による費用の支払の決定又は第12条若しくは第13条の規定による補償金の支払いの決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を文書で通知しなければならない。

(異議の申立て)

第17条 発明者は、その発明に係る第5条第1項の規定による認定、第5条第2項若しくは第6条の規定による決定、第11条の規定による費用の支払の決定又は第12条若しくは第13条の規定による補償金の支払いの決定に対して異議があるときは、前条の規定による通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に文書をもって異議の申立てをすることができる。

2 知事は、前項の申立てを受けたときは、当該申立てに対する決定を行い、当該異議の申立てを受けた日の翌日から起算して60日以内に、所属長を経由して当該異議の申立てを行った発明者に対し、その結果を文書で通知するものとする。

(秘密の保持)

第18条 発明者及び関係者は、勤務発明の内容その他発明者及び県の利害に関する事項について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

(考案及び意匠の創作に関する準用)

第19条 この訓令は、職員が勤務に関連して行った実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項の考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項の意匠の創作について準用する。この場合において、第11条中「2万円」とあるのは「1万円」と読み替えるものとする。

(雑則)

第20条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に県が職員から承継した特許を受ける権利若しくは特許権、実用新案登録を受ける権利若しくは実用新案権又は意匠登録を受ける権利若しくは意匠権は、この訓令による改正後の島根県職員の職務発明等に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定により承継したものとみなし、新規規程第10条、第13条から第20条までの規定を適用する。この場合において、新規規程第13条の規定は、この訓令の施行の日以後の収入について適用するものとする。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属

職氏名

印

勤 務 発 明 届

下記のとおり勤務発明をしたので、島根県職員の職務発明等に関する規程第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

区 分	1 発明 2 考案 3 意匠の創作		
発 明 の 名 称			
発 明 者	所 属	職 氏 名	持分割合
概 要	職務とのかかわり		
	勤務発明の内容		

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属

職氏名

印

個 人 特 許 出 願 届

1 発明の名称

2 出願年月日

3 出願番号

上記の発明については、次の理由により島根県職員の職務発明等に関する規程第 7 条第 2 項ただし書の規定に基づき発明者名義で特許出願を行いましたので、同条第 3 項の規定により特許出願書類の写しを添えて届け出ます。

(出願理由)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 属

職氏名

印

譲 渡 証 書

下記の発明に関する特許を受ける権利 (特許権) を、島根県職員の職務発明等に関する規程第 9 条の規定により島根県に譲渡します。

記

- 1 発明の名称

- 2 発明の内容 (出願番号又は特許番号)